

(別紙)

## 鳥取情報ハイウェイ光ファイバケーブル保守・維持修繕業務仕様書

### 1 概要

本業務は、鳥取情報ハイウェイの光ファイバケーブル（以下「光ケーブル」という。）を良好な状態に維持するため、保守・維持修繕を行うものである。

### 2 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、4（2）から（9）までの業務については、業務期間内において、別途、発注者が個別の業務実施期間を指示する。

### 3 業務対象

(1) 「鳥取情報ハイウェイ光ファイバケーブルルート概要図」（別添1）のとおり

（注 光ケーブルの保守対象境界は光成端箱までとする。）

(2) 概算距離 約235km（管路約165km、架空線路約70km）

### 4 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。ただし、予定数量は、実際の回数等と異なる場合がある。

(1) 光ケーブル巡回点検（1式、予定数量1回として積算）

光ケーブルの架空線路及び管路について、2の期間内にこの巡回点検を1回行うこと。また、発注者の指示があった場合は、カ及びキを行うこと。

ア 受注者は着手前に業務計画書を発注者に提出すること。

なお、光ケーブル系統図及び平面図等の必要な設備記録は発注者が受注者に貸与する。

イ 点検内容は、架空線路については（ア）～（カ）のとおりとし、管路については（キ）のとおりとする。

（ア）光ケーブルの損傷又は他物との接触による損傷のおそれの有無を目視確認すること。

（イ）光ケーブル名札が脱落している場合は（10）で保管又は確保する名札を使用して取り付けること。

（ウ）飛来物、風倒木の除去を行うこと。

（エ）取り付け金具の緩みを点検し、必要があれば修復を行うこと。

（オ）余長等の光ケーブル形状及び地上高を点検し、必要があれば修復を行うこと。

（カ）光ケーブル添架柱又は共架柱の損傷、腐食等を点検すること。

（キ）河川横断のための橋梁添架配管部分など特殊施工部分を点検すること。

ウ 巡回点検終了後は、点検表を作成し、発注者に対し報告すること。

なお、異常箇所は、全ての箇所について異常の内容及び措置状況がわかるよう、該当部分の設備記録及び措置前後の写真を添付すること。

エ 巡回点検に当たっては、必要な道路使用許可及び入構許可等を得た後に実施すること。

オ 点検に伴う交通安全対策は、原則として標準保安施設図（別添2）のとおりとする。ただし、道路管理者と協議、事前確認の上、実施すること。

カ 道路及び河川地域等で占用許可を受けている区間にある電柱、光ケーブル、埋設箇所の表層部分等の現況が確認できる写真を撮影し、全体の点検結果報告とは別に報告書を作成し提出すること。

キ 発注者が異常を発見した場合等、臨時点検を実施すること。

(2) 光ケーブル緊急点検（予定数量1回）

ア 発注者からの指示により、地下の光ケーブル及びクロージャの緊急点検を行うこと。

イ 緊急点検の内容は下記のとおり

(ア) 光ケーブル及びクロージャに破損等がないかを点検すること。

(イ) クロージャ内に入水している場合は処理を行うこと。

(ウ) ハンドホール内でさや管の突き出しにより光ケーブルを破損するおそれがある場合は必要な修復を行うこと。

ウ 緊急点検後は、点検箇所及び措置状況が分かるよう、該当部分の設備記録及び措置前後の写真を添付して発注者に対し報告すること。

(3) 第三者工事に伴う立会（予定数量1回）

ア 発注者からの指示により、第三者工事の立会を行うこと。

イ 地下の光ケーブルについては、第三者に埋設位置等を知らせ、設備が損傷を受ける危険性が予見される場合は、工事の一時中止などの適切な措置を実施すること。

ウ 立会終了後は、第三者工事の内容及び措置状況が分かるよう、該当部分の設備記録及び措置前後の写真を添付して発注者に対し報告すること。

エ この業務は、1日を1単位（単価）とする。（1日未満の場合は、1単位に切り上げる。）

(4) 伐採（予定数量1回）

ア 発注者からの指示により、倒木又は立木の成長等による光ケーブルの損傷の危険を回避するため、速やかに地権者等から承諾書を取得し伐採を行うこと。

イ 伐採終了後は、伐採の内容及び措置状況が分かるよう、伐採に係る記録及び措置前後の写真を添付して発注者に対し報告すること。

(5) 故障修理

（予定数量は（5）、（6）及び（7）を通じてウ（ア）1回及びウ（イ）1回を想定）

ア 発注者からの指示により、発注者が別途鳥取情報ハイウェイの管理運営業務を委託した「鳥取情報ハイウェイ管理センター」と密接に連携し、速やかに故障修理を行うこと。

イ 故障箇所探索は、発注者から故障発生連絡を受けてから2時間以内に行うこと。

ウ 仮復旧に当たっては原則として次により対応すること。

(ア) 部分故障で空き心線に良心線があれば心線切り替えで仮復旧すること。

(イ) 全断故障であれば、(10)で保管する光ケーブルで仮復旧すること。

なお、その他必要な材料は受注者の負担とする。

(ウ) 写真撮影等の作業は、仮復旧及び報告に必要な不可欠な最小限のものとし、早期の復旧を優先すること。

エ 仮復旧は、故障箇所探索開始から4時間以内に行うこと。ただし、災害時の安全の確保、事故や火災時に警察や消防の許可が必要な場合又はその他のやむを得ない事情がある場合

はこの限りでない。

オ 故障修理後は、故障箇所及び措置状況が分かるよう、該当部分の設備記録及び措置前後の写真を添付して発注者に対し報告すること。

カ この業務のうち、心線切り替えは5テープを1単位（単価）とし（5テープ未満の場合は、5テープに切り上げる。）、応急光ケーブルは1式（SM-200C 1本による最大50テープ）を1単位とする。

キ 単価契約対象業務以外の作業等が必要となった場合は、発注者は受注者から見積書を徴取することとし、発注者と受注者の協議により金額を決定するものとする。

(6) 第三者被害に伴う復旧工事

ア 復旧工事の方法は、(5)に準じる。

イ 事故現場において加害者に面会できた場合は、受注者は加害者の氏名、連絡先等の情報を収集する。

ウ この業務は、車両事故及び人為による加害等、第三者により設備が損傷された故障に適用する。

(7) 災害復旧（大規模災害は除く）

ア 復旧工事の方法は、(5)に準じる。

イ この業務は、火災、局地的な地すべり等の天災等に適用する。

(8) 支障移転（予定数量5回）

ア 発注者からの指示により、共架柱の所有者等と連絡調整の上、光ケーブル移転工事を実施すること。

なお、支障移転に必要な材料は受注者の負担とする。

イ 光ケーブル移転後は、移転箇所及び措置状況が分かるよう、該当部分の設備記録及び措置前後の写真、必要に応じて装柱図その他の資料を添付して発注者に対し報告すること。

ウ 移転に伴い、新たに添架又は供架等の申請等が必要となる場合、又は廃止を含む変更が必要となる場合は、発注者の指示に従い、申請に必要な書類を作成すること。

エ この業務は、既設架空光ケーブルを移動させることにより対応する場合に適用すること。また、この業務は、3径間を1単位（単価）とする。（3径間未満の場合は、1単位に切り上げる。）

オ 単価契約対象業務以外の作業等が必要となった場合は、発注者は受注者から見積書を徴取することとし、発注者と受注者の協議により金額を決定するものとする。

(9) 光ケーブル防護措置（予定数量1回）

ア 発注者からの指示により、光ケーブル保護カバーを取り付ける等の防護措置をとること。

イ この業務は、取外しを含み、1径間を1単位（単価）とする。

(10) 応急復旧機材の保管及び不足機材調達

ア 応急復旧機材の保管（保管期間1年間を1式とし、予定数量1回として積算）

次の(ア)から(カ)までの機材を1年間、善良なる管理者の注意義務をもって、風雨にさらされることのない倉庫で保管するものとし、応急復旧等で使用するほか、発注者から指示があった場合は処分すること。

なお、業務開始に当たっては、本業務の受注者は、前年度の受注者が保管中の機材の引き渡しを当該受注者の指定する場所で受けること。業務終了に当たっては、翌年度の業務

を受注した者に対し、保管中の機材を引き渡し場所を指定して引き渡すものとする。

- (ア) クロージャ再組立材料 … 1 個 (※イで調達する数量を含む)
- (イ) 光ケーブル名札 (架空用) … 118 枚
- (ウ) 光ケーブル名札 (地下用) … 10 枚 (※イで調達する数量を含む)
- (エ) 光ケーブル… 2 ドラム (500m 及び 422m)
- (オ) メッセンジャーワイヤー… 2 ドラム (500m 及び 420m)
- (カ) クロージャ (再用品) … 3 個

#### イ 不足機材の調達

以下に記載の機材について、前年度から引き継いだ数量又は応急復旧での使用等により残った数量が十分でないときは、発注者からの指示により、指定された数量の機材を新たに確保し、保管するものとする。

不足機材	予定数量	備考
(ア) クロージャ再組立材料	1 個	日立電線 B-SMC5030C/M-18-M-M-18-M/WS 用
(イ) 光ケーブル名札 (架空用)	1 0 0 枚	不足が生じた場合
(ウ) 光ケーブル名札 (地下用)	1 0 枚	

#### (11) その他

受注者は、契約締結後速やかに緊急時の連絡体制表を提出すること。

#### 5 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

#### 6 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
  - ア 再委託の契約金額 (再委託が単価契約による場合は、再委託の契約期間中の支払予定額の総額) が、4に示す項目ごとの各契約単価に各項目の予定数量を乗じて得た金額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額 (1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。以下「支払予定総額」という。) の50パーセントを超える場合
  - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
  - ウ 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わなければならない。

#### 7 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物 (中間成果物を含む。) を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに6の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与

えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。  
(5) (1) から (4) までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

## 8 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

## 9 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

## 10 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

### 1 1 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

### 1 2 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

### 1 3 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### 1 4 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

### 1 5 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、4の各業務が完了したときは、当該業務の完了の日から10日以内に完了報告書を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書を受理した日から10日以内に当該業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、当該業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2)及び(3)の規定を準用する。

## 1 6 委託料の支払

- (1) 受注者は、1 5 (3) の通知を受理した後、発注者に委託料を請求する。
- (2) 発注者は、(1) の規定による正当な請求書を受理した日から 3 0 日以内に委託料を受注者に支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく (2) に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

## 1 7 違約金

受注者は、2 に規定する業務期間及び業務実施期間内に本業務を完了できなかったときは、支払予定総額から既完了部分 (受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。) に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数 1 日につき、鳥取県会計規則 (昭和 3 9 年鳥取県規則第 1 1 号) 第 1 2 0 条の規定により計算した額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

## 1 8 業務の中止

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

## 1 9 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で成果物の補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1) の規定により、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

## 2 0 任意解除

- (1) 発注者は、2 1 又は 2 2 によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、(1) の規定により契約を解除する場合、契約解除の 1 月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

## 2 1 催告による解除

- (1) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
  - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間及び業務実施期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
  - ウ 正当な理由なく、1 9 (1) の履行の追完がなされないとき。
  - エ アからウまでに掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (2) 受注者は、(1) の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として支払予定総額の 1 0 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

## 2 2 催告によらない解除

- (1) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
  - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - エ アからウまでに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が2 1 (1) の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和2 2年法律第5 4号）第3条に違反する行為又は刑法（明治4 0年法律第4 5号）第9 6条の6若しくは同法第1 9 8条に規定する行為をしたと認められるとき。
  - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7 7号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
    - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
    - (イ) 暴力団員を雇用すること。
    - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。
    - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
    - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
    - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
    - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア) から(カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (2) 受注者は、(1) の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として支払予定総額の1 0分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

## 2 3 解除の制限

2 1 (1) アからエまで及び2 2 (1) アからエまでの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、2 1 及び2 2 の規定による契約の解除をすることができない。

## 2 4 賠償の予定

受注者が2 2 (1) オに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として支払予定総額の1 0分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

## 2 5 個人情報保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、6の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

#### 2.6 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

#### 2.7 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

#### 2.8 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。
- (2) 契約書の作成に当たり、5から2.8までの事項を契約書に記載した場合は、当該事項を本仕様書から削除する場合がある。
- (3) 5から2.8までの事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該事項の趣旨を変えない範囲で用語を変更する場合がある。



## 別記

### 個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

#### (基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (目的外保有・利用の禁止)

第3条 受注者は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

#### (第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

#### (再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、受注者は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

#### (個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する発注者受注者間の個人情報の引渡しは、発注者が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 受注者は、業務を行うために発注者から個人情報の引渡しを受けるときは、発注者に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

#### (複製・複写の禁止)

第7条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

#### (安全管理措置)

第8条 受注者は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、発注者と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (事故発生時における報告)

第9条 受注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに発注者に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (個人情報の返還等)

第10条 受注者は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに発注者に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、発注者が別に指示したときは、受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、受注者は、個人情報の廃棄に際し発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記

録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

- 4 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、発注者の求めに応じて、当該記録の内容を発注者に対し報告しなければならない。  
(定期的報告)

第11条 受注者は、発注者が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 発注者は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、受注者(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者又は受注者の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受注者は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償したときは、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 発注者は、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 受注者が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。